

金銭・有価証券の預託、記帳および振替に関する契約のご説明

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

この書面をよくお読みください。

○当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳および振替を行います。

手数料など諸費用について

- 金銭および有価証券（外国証券を含みます。）を当社の口座でお預かりする場合の口座管理料は無料となります。
- 当社にお預けいただいている有価証券を、他の証券会社等へ移管する場合は、次の表のとおり移管手数料を頂戴いたします。

【移管出庫手数料表】

	営業店取引	コールセンター取引	オールアクセス取引	ネット/モバイル取引
国内株式	銘柄毎 1 単元あたり 1,100 円 (税込) (1 銘柄上限 6,600 円 (税込)) ※公開買付応募株主による出庫は無料			無料
投資信託	1 銘柄につき 1,100 円 (税込)	(1 口座あたり 1 回の上限 6,600 円 (税込))		
外国株式	1 銘柄につき 3,300 円 (税込)	(1 口座あたり 1 回の上限 33,000 円 (税込))		
外国債券	1 銘柄につき 3,300 円 (税込)	(1 口座あたり 1 回の上限 33,000 円 (税込))		

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- この契約に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

金銭・有価証券等の預託、記帳および振替に関する契約の概要

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭および有価証券をお預かりし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳および振替を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社では、証券取引口座を設定していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

この契約の終了事由

当社の証券取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです。）は、この契約は解約されます。

- お客様から解約の通知があった場合
- この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合

当社の概要

商号等	エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 35 号
本店所在地	〒163-6027 東京都新宿区西新宿 6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	30 億円
主な事業	金融商品取引業

設立年月 2006年9月

連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上